

一般質問・質疑の概要

発言順	質問・質疑の別	議席・氏名	質問・質疑の内容（通告原文のとおり）
1	一般質問 (総括質問)	9 小堀 孝史	<p>1 住宅政策について</p> <p>(1) 住宅政策の基本方針は 本市は、石川県の中央に位置し、コンパクトな街並みを生かし人口増加の傾向を維持しています。その要因は、「住み良いまちづくり」や「子育て・教育機関の充実」等に加えて「区画整理の実施による宅地面積を拡大」「公営住宅の建設等の取り組みの充実」があげられます。これまで実施してきた住宅政策の内容について伺う。</p> <p>(2) 住宅取得支援の現状は 本市では、地球温暖化対策に配慮した住宅の普及に取組み、若年層や子育て世帯の定住促進に向けた住宅支援策として「ののいちサステナブル住宅支援事業」を展開しています。 「ののいち環境きくぱり住宅」として適合証の交付を受けた新築戸建住宅の方に助成金を交付し、世帯や年齢などの基本的な条件と併せて、環境面での諸条件等を満たす必要があります。この制度の目的と、諸条件等を合わせた制度としている理由について伺う。</p> <p>(3) 若年層や子育て世帯の定住促進に向けた住宅支援策の現状は 定住促進に向けた住宅支援策として、民間賃貸住宅への家賃補助、住宅取得支援について伺う。</p> <p>(4) 土地区画整理事業の実施における宅地拡大の取組みについて 区画整理事業は宅地造成により住宅地が増え、若年層や子育て世代の流入が可能になります。これまでの人口流入に対して区画整理事業が果たした役割を伺う。</p> <p>(5) 空き家バンクの登録状況と周知・案内の課題、及び活用促進に向けた改善について 本市でも空き家が徐々に増加しており、空き家は不動産会社により売買の調整が進みます。本市では空き家バンク制度を立ち上げています。現在、本市の空き家バンクには登録はありませんが、空き家を増やさない必要性も高まっています。空き家バンクの登録促進に関して、買い手に対するPRや、制度の改善・インセンティブの導入など、改善策の実施について伺う。</p> <p>2 本市の人口減少問題に向けて</p> <p>(1) 人口増加の傾向はいつまで続くか これまで続けてきた人口増加の傾向も、将来的には減少に転ずるとの声も聞きます。本市が把握している将来の人口動態ではいつ頃まで人口増が続くと考えておられるか伺う。</p> <p>(2) これまでの人口増加を継続してきた要因 野々市市はこれまで60年以上にわたって人口増加を続けています。その主な要因は、住みよさランキングで象徴されるように、利便性が高いことがあります。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代に対する制度の充実 ・学園都市として若者の流入 ・社会環境・教育・行政サービス等の総合的な取組みの充実 ・公共交通や図書館等の文化施設の充実 ・各種イベントの実施による賑わい創出 等がありますが、人口増加に寄与している本市が考える主な要因は何か伺う。</p> <p>(3) 今後、人口減少期を迎えることになる主な要因について 日本全体で出生数が減少しており <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進み死亡数が増加、 ・少子化による出生数の減少 ・大学進学者数が減少で若年層の流入の鈍化と大学進学者の市外就職・転出多い 等が考えられるが、本市においては何が主な要因であるか伺う。</p> <p>(4) 今後、人口減少期を迎えるまでの基本政策について 日本全体で高齢化が進み、死亡者数が年々増加し、人口が減少すると、出生数の回復が困難な状態になるので、最終的には人口減少社会でも持続可能な地域運営をどのように構築するか焦点になります。やがて訪れる人口減少対策について本市としての基本的な方針を伺う。</p>

発言順	質問・質疑の別	議席・氏名	質問・質疑の内容（通告原文のとおり）
1	一般質問 (総括質問)	9 小堀 孝史	<p>3 ののいち椿まつりについて</p> <p>(1) 地域資源の活用を見直し、「ののいち椿まつり」の更なる充実について 令和7年3月に開催されました「椿まつり」は、市民体育館をメイン会場とし、椿山や椿館との連携により、ツバキの魅力を総合的に伝える構成となりましたが、令和7年度は、令和5年までと同様にフォルテをメイン会場としての開催となります。 今後は、大ホールで併催されている各種文化発表会へも配慮しつつ、国際優秀つばき園として認定されている地域財産を十分に活用するチャンスを確実に生かし、市民から愛される本市の要のイベントとするためにも、イベント名に相応しい場所として椿まつりの主会場を市民体育館と椿山にすべきと考えますが、市長の考えを伺う。</p>
2	一般質問 (一問一答)	2 木谷 直子	<p>1 学校トイレの洋式化について</p> <p>(1) 本市では、学校トイレの洋式化は、現在の状況で改修が完了しているとの認識なのか。校舎だけでも計画的に100%を目指して改修していく考えはあるのか、方針を伺う。</p> <p>(2) 学校の体育館は拠点避難所でもあり、その一番近くにあるトイレは災害時に避難者が最も利用したいトイレである。学校体育館のトイレは避難所のトイレであると認識し、防災の観点から早急に洋式化を進めるべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>2 誰もが安心して搾乳ができる環境づくりについて</p> <p>(1) 社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において、安心して搾乳ができる環境を整えることが重要である。 本市でも出産や子育て支援を充実させるため、授乳室でも搾乳しやすい工夫や、職場における搾乳など、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと考えるが、見解を伺う。</p> <p>3 市庁舎正面玄関エントランスへのシニアカーの乗り入れについて</p> <p>(1) 市庁舎の正面玄関には、車いすや歩行器が設置してあるが、一人でシニアカーに乗って来た場合、歩行器のそばまで乗り入れることができれば、自分で歩行器に移動し自分で用事のある場所まで行くことができる。 正面玄関のエントランスまでシニアカーが乗り入れられるようにし、歩行器の近くに置き場所を設置することで、シニアカーを利用される高齢者や障がい者の利便性の向上と自立を後押ししていただきたいと思うが、見解を伺う。</p> <p>4 物価高対策について</p> <p>(1) 関議決定した令和7年度総合経済対策には、自治体が独自の物価高対策に柔軟に活用できる「重点支援地方交付金」がある。 現在の長期にわたる物価高騰は、各家庭に経済的に大きなダメージを与えており、物価高対策は急務だ。できるだけ早く市民に支援を届けるために、今後どのような物価高対策を実施していく方針なのか、市長の見解を伺う。</p>
3	一般質問 (一問一答)	15 岩見 博	<p>1 物価高騰生活支援策について</p> <p>(1) 昨年来のコメ不足を起因とした米価の高止まり状態が続いている。市内のスーパーでは消費税込みで5キロ5000円を超えており、本当にタメ息が出る。食べ盛りの子どもを持つ子育て世帯や生活困窮世帯にとってはいつそう深刻である。消費者は米価を早く下げてほしいと願っている。ところが、高市早苗新政権は2026年度の主食用米の生産量を25年産よりも減産するという。コメの増産が求められるにもかかわらず、逆行する施策である。これではコメ不足と米価の高止まりが続くことになる。市民が物価高に苦しんでいる状況を市としても見て見ぬふりはできないのではないか。石川県は物価高対策として、来年2、3月の2カ月限定期で県内全世帯を対象に水道の基本料金を無償化する補正予算を組んだ。本市としても、県の対策にあわせて上下水道料金を引き下げれば効果のある対策になると思うが、その考えはないか伺う。</p> <p>(2) 国の物価高対策だけでなく、市独自の支援策が必要ではないか。例えば小中学の学校給食の無償化、未満児保育の保育料無料化、国保税の子供均等割りの無料化なども効果的だと思うが、市長が考えている支援策を伺う。</p>

発言順	質問・質疑の別	議席・氏名	質問・質疑の内容（通告原文のとおり）
3 一般質問 (一問一答)	15 岩見 博		<p>2 学校給食無償化について</p> <p>(1) 給食無償化を求める声の高まりに対し、高市首相は10月の所信表明で「来年4月から実施する」と表明した。全国市長会は、11月13日、学校給食無償化を全額国費で実施するよう政府に求める緊急意見を政府に提出し、「自治体が一定部分を負担するような仕組みになるとすれば、無償化を実施している自治体は負担軽減となる一方で、所要額の捻出するできない自治体が生じることが想定される」と懸念し、「必要な額を全額国費で確実に確保する仕組み」とするよう求めている。指定都市市長会も、緊急要請し、「無償化財源は地方交付税ではなく交付金等による直接的な財源措置とする」「自治体に超過負担が生じないよう恒久財源を全額確保する」「中学校給食無償化も早期に実施することを求めている。新聞報道によると、政府与党は、対象を小学校に絞って、自治体に予算補助する形式で無償化を支援する方向で検討していることと、支援の基準額を4700円程度とし、地産地消や特色ある給食に取り組む自治体には保護者からの給食費徴収を可能とする案が検討されているとのことですが、本市の小学校の給食費は現在一食当たり280円で、月20日間で5600円になり、超える900円は保護者から徴収が可能となるが、政府与党案で実施された場合には、本市では保護者負担のない完全無償にするよう求める。また、食材の高騰が続くが、無償化実施後も給食の質の低下にならないよう求める。</p>
			<p>3 生活道路の除雪対策について</p> <p>(1) 除雪対策は市民の日常生活における重要課題である。11月22日に行った議会報告会でも、町内会役員の皆さんから除雪対策の強化を求めるご意見が数多く出されたことからも分かりますが、町内会の役員のみなさんにとって頭の痛い課題である。町内会役員のみなさんの負担を少しでも軽くするためにも除雪に対する支援の充実が必要である。6月定例会で、市長は、「町内会の除雪費補助の対象を雪害対策本部設置中の期間に限定することなく、より弾力的に運用することができないか、今後検討したい」と答弁されている。町内会が業者と契約して生活道路の除雪をするのも市民協働の取り組みであり、雪害対策本部設置を補助対象としている条件を緩和して小型除雪機貸し出し条件と同じく町内会長の判断で除雪する場合にも費用の補助をする弾力的な運用が必要ではないか。</p>
			<p>4 富樫用水沿い歩行者・自転車専用道路の夜間照明について</p> <p>(1) “健康を増進し、活気みなぎる明るいまちをつくりましょう”野々市市愛と和の市民憲章の3番目であります。富樫用水沿い歩行者・自転車専用道路は広く市民のみなさんに“健康増進”的な道路としてつくれ、ウォーキングやジョギングされる方々が利用している。街路灯は設置されているが、道路の延長が長いことから節電のため夕暮れから数時間は点灯されるが夜中には消灯されることがあります。夜中にウォーキングをしている人はほとんどいないことから消灯されるのは理解できますが、早朝のまだ暗い時間にウォーキングをされる方もおられることから防犯対策上問題がある。改善策として、一日を通して複数のオン・オフサイクルを設定できるデジタルタイマーに交換できないか伺う。</p>
			<p>5 野々市明倫高校前から南ヶ丘病院方向に通じる中央公園北側市道について</p> <p>(1) 野々市明倫高校前から南ヶ丘病院方向に通じる中央公園北側市道は、区画整理事業に伴い、病院、食品スーパー、ドラッグストアの出店、住宅建設が進み、加えて国道8号線と結ぶ道路として車の通行量が増えていく。この道路は自転車通学をする明倫高校の生徒も通ることから交通事故から生徒を守る対策が必要になっている。対策として、道路幅を広げ、両方向に十分な自転車通行帯を設け、歩道を設ける必要があると思うが、計画の有無を伺う。</p>
			<p>6 ジょんからまつりの踊りに「炭坑節」を</p> <p>(1) 踊りが大好きな女性から「じょんからまつりの踊りの輪が年々小さくなっているのが心配、『炭坑節』なら誰でも知っているし、先ず踊りを楽しんでもらう、踊りの輪に入つてもらうことが大事ではないか。じょんからまつりの踊りに『炭坑節』を入れるよう言ってほしい」との要望を受けました。確かに野々市じょんから節の踊りは難しいと思いますし、誰でもすぐに踊れるわけではありませんから踊りが好きでない方はなかなか踊りの輪に入ることはできません。一方、「炭坑節」は馴染みある踊りですからだれでも気軽に踊りの輪に入りやすいのではないかでしょうか。伝統を守りつつも、気軽に踊りの輪に入っていただく。そこから始まるのではないか。市長の考えを伺う。</p>

発言順	質問・質疑の別	議席・氏名	質問・質疑の内容（通告原文のとおり）
			<p>7 排外主義について</p> <p>(1) 先の参院選で外国人政策に絡み、SNSで「生活保護世帯の3分の1は外国人」だと、医療保険についても「外国人はただ乗りしている」といった内容の投稿がされたのをきっかけに外国人を敵視し憎悪を煽る排外主義が広がっている。しかし、厚生労働省の2023年度の統計によれば、生活保護を受けている世帯のうち外国人世帯の割合は約2.9%にとどまり、医療保険についても外国人の被保険者数は約97万人で全被保険者の4.0%、総医療費に占める外国人の割合は1.39%、高額療養費の該当件数に占める割合は1.04%、支給額に占める割合は1.21%で、医療費や高額療養費制度において外国人の割合が高いということはない。逆に外国人によって医療保険財政が支えられているのが実態であることが明らかとなっている。11月26日、全国知事会は、外国人との「多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言」を採択し、「国民へのメッセージ」としてまとめ、排外主義を否定し、日本人、外国人を問わず全ての人が安心して暮らせる社会をつくる」と。『違法行為や制度の不適切利用は『厳正に対処する』』としている。今、外国人がこの国で暮らす、この国の社会を支えているのが現実である。その中で、分断ではなく、多様性を尊重する社会をつくっていくことが、この国とるべき道ではないか。市の施策・対応と市長の考え方を伺う。</p>
3	一般質問 (一問一答)	15 岩見 博	<p>8 トランプ米大統領の核実験再開表明と高市首相の非核三原則見直し検討発言について</p> <p>(1) トランプ米大統領が核兵器実験再開を表明したことにより被爆者のみなさんから怒りの声が上がっている。米国内でも批判や懸念、困惑の声が広がっており、冷戦時代のような核軍拡競争が再燃する恐れや、国際的な核不拡散体制が崩壊する危険などが相次いで指摘されている。いま世界では、ロシアによるウクライナ侵略戦争を始めとして、核兵器使用の現実的な危険が生まれるとともに、他方では、核兵器禁止条約が発効し、この条約を広げる国際的な努力がすすめられている。こうしたもとで、米国が33年間停止してきた核実験を再開するならば、世界平和への深刻な脅威となり、被爆者を先頭に国際社会が懸命にとりこんでいる「核兵器のない世界」への努力に対するきわめて重大な逆行行為となる。すでにロシアのプーチン大統領はトランプ米大統領の表明に対抗して「米国またはいずれかの核保有国がそのような兵器を実験すれば、ロシアもそれに応じるだろう」と述べていることからも、核による脅かしは核抑止にならないことを証明している。また、核不拡散条約（NPT）が定める核保有国の核軍縮義務に真っ向から反するものである。加えて重大なのは、トランプ米大統領の核実験再開表明に合わせたように、唯一の被爆国の指導者である高市首相が、日本の核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とした非核三原則を見直し、米軍の核兵器の日本持ち込みを認めようと検討しようとしている。日本原水爆被害者団体協議会は「これまでの政府見解を覆し、見直し議論を開始することに強く抗議する」との声明を出すなど、被爆地の広島、長崎両県内の首長や、被爆者から抗議の声が相次いでいる。戦後80年、幾度も核戦争の危機に直面するなかでも核兵器が使われなかつたのは核抑止の結果ではない。広島・長崎の被爆者や遺族らが被爆の惨状を世界に訴え続けてきた結果である。非核三原則を見直すなどと言うのは被爆者を足蹴にする行為である。平和都市宣言をしている本市市長として、トランプ米大統領の核実験再開表明、日本の非核三原則を見直す検討に反対の意思を表明される考えはありませんか。</p>
4	一般質問 (一問一答)	1 三納 昭博	<p>1 放課後児童クラブについて</p> <p>(1) 「野々市市学童保育連絡協議会」が解散するにあたり、市長のご所感をお伺いします。</p> <p>(2) 国の「放課後児童支援員等待遇改善加算補助金」について、令和8年度が1クラブ当たり1,678千円から1,829千円と151千円増額となる。市の補助金設定が1人当たり120千円となっており、更に支援をしていただくことはできないか、市の考えを伺います。</p> <p>2 結ネットの利用について</p> <p>(1) 「結ネット」の現在の契約は「事業者・連合町内会・野々市市」の3者の協定となっており、来年度から契約が発生すると想定されるが、契約を締結の際は「事業者・野々市市」の2者として市の管理を提案しますが、市の考えを伺います。</p>

発言順	質問・質疑の別	議席・氏名	質問・質疑の内容（通告原文のとおり）		
				(2)	「結ネット」が令和8年度から有料化されることについて、現在のすべての利用が本市に資することであることから、事業者への利用料は全て市が負担するべきと考える。 本来、負担については3月の当初予算時となるが、各町内会の総会が1月前後となるために早期に回答を頂かないと結ネットを脱退する町内会が出てくる可能性がある。 全町内会が入らなければ意味合いが薄くなることから、市長の考え方と市の方針を早期にお伺いしたい。
4	一般質問 (一問一答)	1 三納 昭博	3 市職員の管理について	(1)	かほく市の本年9月定例会において職員定数条例の職員数を46人増加する改正を行ったことについて、「かほく市定員適正化計画」に基づき今後必要となる職員数を算出し、改正を行っている。 本市において、職員数の計画を策定する考えがないか伺います。 併せて、休職者の代替を正規職員とするため、定数条例の数に上乗せする考えがないか伺います。
			4 住みやすい街づくりについて	(2)	資格者の確保について、1級建築士免許の取得制度で現職員への勧奨制度は有効であります。 今後、業務の必要となる他資格の取得に際しても、積極的な勧奨が必要と考えるが、制度拡充の考えを伺います。 併せて、有資格者の新規職員の獲得が必要と考えますが、資格手当、有資格者給与加算、別の給与表等、民間と同等やそれ以上の待遇など対策が必要かと考えるが、考えを伺います。
5	一般質問 (一問一答)	4 西村 雅博	1 本市に居住している外国人のゴミ処理について	(1)	令和7年10月末時点における居住人口は794名、外国人のみの世帯は541世帯となっており、年々増加傾向である。生活に直結しているゴミ分別に関する周知や啓発について、本市として、どの様な対応を行っているのか、市長の見解を伺う。
			2 自主防災組織リーダー（防災士）育成事業について	(2)	ごみ処理課題の対応策として、市内の一般ごみ集積所に多国言語での表示板などの設置を提案する。この事について市長の見解を伺う。
			3 地域共生社会の構築について	(1)	第二次総合計画において、基本目標2「心のかよう福祉のまち」の施策1では「地域共生社会の構築」を掲げており、共に支え合う地域福祉の推進を取組概要のひとつとしており、その成果指標には、地域ボランティアの人数を令和8年度の中間目標として2,000人と計画している。現時点における登録者数とその評価について市長の見解を伺う。

発言順	質問・質疑の別	議席・氏名	質問・質疑の内容（通告原文のとおり）		
5	一般質問 (一問一答)	4 西村 雅博		(2)	第二次総合計画では令和13年度「地域ボランティア」の最終目標として3,000人としている。達成に向けた新たな取組の有無について、市長の見解を伺う。
6	一般質問 (一問一答)	5 田中 陽子	1 野々市市の夏のイベント「野々市じょんからまつり」について	(1)	「じょんからまつり」について、年々酷暑が増し続いている中で開催されているが、開催日、開催日数についての市長の所見を伺う。
				(2)	「じょんからまつり」の会場についての市長の所見を伺う。
				(3)	今年開催された声優による催事も好評だったが、じょんから踊りの歌詞は富樫氏の遺徳を物語る内容であることから、富樫氏にちなんだ全国アピールできる企画を考えはどうかご所見を伺う。
			2 野々市市の春のイベント「花と緑ののいち椿まつり」について	(1)	今年3月、初めて市民体育館を本会場として開催された「椿まつり」について市長の感想を伺う。
				(2)	今後の「椿まつり」の見直し、今後の取り組みについて伺う。
			3 害獣駆除について	(1)	連日の害獣の出現報道を受けて、市民の中にも不安を感じる方もいらっしゃることから、本市内にクマなど害獣が出現したときの、緊急銃猟についてなど市民の対応の仕方を含む取り組みを今一度伺う。
			4 関係人口の創出の取り組みについて	(1)	野々市市をたくさんの方々に知ってもらい、継続的に関わってもらえる関係人口の創出について本市が行っていることについて具体に伺う。
				(2)	石川県が関係人口を増やす手助けをする講座を開講したが、野々市市の職員は受講されているか。このような講座を職員が受講することは有意義で、今後必要となってくると思うが、どのようにお考えか伺う。
7	一般質問 (一問一答)	6 畠中 勝己	1 市としての防災に関する取り組みについて	(1)	昨今の大雨や例年ない暑さなど異常気象と言わざるを得ない日々が続くこの状況において、市としても日頃から防災意識の向上に努めているものと思いますが、国・県においては、能登半島地震や豪雨などから防災計画の見直しに入っています。また、地震に対しては富樫断層が市のすぐ近くを走っている状況であり、市民の不安材料になっているものを感じます。本市においても当然防災計画の見直し作業を行い、安心で、安全な街づくりを目指しているものと確信しております。その一環として、災害による被害を受けた時に迅速な救護・救助体制や、避難した際に必要とする資機材や物資を、自治体・企業等、災害時における協定を結んでいますが、事業所においては、協定先は本市だけではなく、他の市町村ともそれぞれ協定を結んでいるのではないか、とも思います。そこで、予定している支援物資等を何時までに、また必要とする量を担保されているのか。市においても防災用に備蓄していますが、目標値についても伺います。
				(2)	避難所についてですが、町内で避難訓練を行った際に一時避難所や拠点避難所について、住民からは、指定された場所が自宅から遠く、指定以外の避難所が距離的に近い、との意見があるが、昨今の転入者増加に伴い状況に即した計画に見直す考えはございますか、市長にお伺いします。
				(3)	避難所の運営については、防災士会に協力を頂いていると思いますが、市としての支援やかかわり方についてどのようなお考えでしょうか、市長にお伺いします。
				(4)	防災訓練について、市職員や消防、防災士等による実働訓練等を行っていますが、自衛隊との訓練を行った実績がないように思われます。他の市町では、危機管理官または、防災アドバイザーとして、自衛隊退職者を採用していると聞いています。このことを踏まえて、本市でも、自衛隊退職者を採用する考えはありますか。また、自衛隊との訓練を実施する考えはありますか市長にお伺いします。

発言順	質問・質疑の別	議席・氏名	質問・質疑の内容（通告原文のとおり）
7	一般質問 (一問一答)	6 畠中 勝己	<p>2 ふるさと納税の現状と今後について</p> <p>(1) 本市のふるさと納税制度の現状評価についてお伺いします。 本市のふるさと納税は、自治体間競争が激しさを増す中、貴重な自主財源として市政運営に活かしていく為に、その運営状況を正確に把握し、改善につなげていくことが重要あります。 令和6年度までの寄付金額及び寄付件数の推移をどのように分析しているのか、特に近年の増減に影響を与えている要因について、また、本市が受け取った寄付金額に対し、市民が市外へ寄付したことによって、本市が税収として控除される額がどの程度発生しているのか、その差し引きによる収支状況をどのように把握し、課題として認識されているのか、本市から市外自治体への税控除による税の流出額、いわゆる「ふるさと納税による収支」について、今後の方針も含めて市長のご所見を伺います。</p> <p>(2) 効果的な情報発信と寄付増加策について、現在どのような施策を行っているのか、また寄付額や寄付件数を増加させるために、今後どのような強化策を検討しているのか、具体的な施策について、市長の見解を伺います。</p> <p>(3) ふるさと納税の返礼品の充実について、本市では、特産品や工芸品など、主にモノを中心とした返礼品が多数準備されていますが、他の自治体では、地域の体験やサービスなど「コト消費型返礼品」を導入することで、寄付額の増加だけでなく、地域の魅力発信やファンの獲得につなげている事例が見られます。 そこで、本市においても、モノだけでなく、コト消費型返礼品導入についての市の考え方と今後の検討について、「体験・サービス・企画参加型」といったコト消費型返礼品を追加することについて検討されるか市長の見解をお伺いします</p>
			<p>3 手話施策推進について</p> <p>(1) 令和7年6月25日に国として従来の「手話言語の習得の機会の確保等に関する法律」を発展させ、「手話施策推進法」が施行されました。 野々市市では、平成31年4月1日に「野々市市手話言語・障害者コミュニケーション条例」を施行し、先行的に取組みを進めてきた自治体であります。 そこで、本市の条例施行から今日までの取り組みの成果をどのように評価しているか、また、国で手話施策推進法が施行されたことにより、本市として手話施策に対する変化や強化すべき点が生じると思いますが、市長の所見を伺います。</p> <p>(2) 能登半島地震では、聴覚障害者のもとに災害情報が届かない、あるいは遅れるという深刻な課題が明らかとなりました。 災害時の情報保障体制の整備は喫緊の課題であり、手話施策推進法においても明確に位置付けられております。 そこで、本市の災害時における情報保障体制として、次の項目について伺います。 ①避難所運営マニュアルへの情報支援の明記、 ②福祉避難所でのコミュニケーション支援、 ③手話通訳者・要約筆記者の確保、 ④公共施設、特に福祉避難所への聴覚障害者向けに手話と字幕が付与された「目で聴くテレビ」通称アイドラゴンと言われている専用受信機の設置など必要だと思いますが、現状と今後の取組方針を伺います。</p>
8	一般質問 (一問一答)	11 北村 大助	<p>1 今年の総括について</p> <p>(1) 今年は様々なところで節目の年がありました。市長の今年1年の総括と一文字で表すとしましたら、どのような文字で表現なされるのか、見解を伺う。</p> <p>2 国際交流事業について</p> <p>(1) 本年4月、議会内で「市議会国際交流推進議員連盟」が発足いたしました。その目的は「地方議会が設置されている海外諸都市との姉妹都市または友好都市提携をはじめ、国際的な政治・経済・学術・文化・スポーツ交流活動及び海外交流人口の拡大を推進し、もって本市の国際化を一層図り、市民福祉向上に資すること」と規約を策定しました。11月に議連において台湾新竹市議会・新竹市政府を訪問し、有意義な意見交換と共に、小中学生のバスケットボール競技交流を推進していくこと等、複数の事項において双方の思いが相重なりました。ひとつひとつ実現に向けて議連と執行部が連携しながら取り組んでいきたいと思いますが、その後押しについて、市長の見解を伺う。</p>

発言順	質問・質疑の別	議席・氏名	質問・質疑の内容（通告原文のとおり）			
8	一般質問 (一問一答)	11 北村 大助	(2)	11月19日に予定されていた中国深圳小学校訪問団が急遽来日延期になつたと、2日前の17日に教育委員会は発表されましたが、当初予算に日中交流費で「165万円」が計上されており、相応の晚餐会の準備をなされていたと思います。2日前キャンセルに伴う本市の負担額を伺う。また民間事業者側のキャンセルポリシーに則って速やかに精算を済ませたのか、見解を伺う。		
				(3) 市の公表では「延期」と言っているが、今年度中に来日することは様々な日程や環境を鑑みますと「実質中止」であり、不用額として12月補正に減額補正を計上するのが自然と考えます。事業実施見込みが今期中に再度、インフルエンザ流行が収まったのちに計画されるのか見解を伺う。		
				(4) 本市小学生の日中交流に使われる「晚餐会」という言葉の意味について、日本語での解釈は宴会において一番儀礼や格式、フォーマルを重んじる厳格な「宴」と位置付けられているのが通例です。一般的に「晚餐会」とは皇室外交の「宮中晚餐会」というイメージがあり、我々はこの表現は使用しません。日本の国語教育を正しく理解・指導していく立場において、誤解が生じかねないと思いますが教育委員会の見解を伺う。		
				(5) 来年度当初予算において、過去の実績を踏まえると、中国広東省深圳小学校へ訪問する年となります。今般の様々な社会情勢から鑑みると、予算計上を当初から積み上げるには慎重さが求められるのではないかでしょうか。事業実施が極めて不透明な中で、加えて物価上昇を加味すると、少なくとも450万円以上の概算事業費が見込まれるのではないかでしょうか。確たる事業成果が見込めるに至った段階で補正提示すべき事とを考えますが、見解を伺う。		
				3 市内公共施設予約について		
			(1)	市内公共スポーツ施設の予約方法や代金決済のデジタル化が進んでおります事に利用者から好評のお声をいただいております。一方で、一部の貸館施設においては、いまだ旧来の方式で運用なされている施設もあります。女性センターや交遊舎の予約方法・代金決済についてのデジタル化を進めていくのか、見解を伺う。		
				4 加賀国守護職富樫家の認知浸透について		
			(1)	認知浸透度という観点から、市内外の方から「もったいない」というお声をいただきます。ハード面・ソフト面の一層の取り組みに期待が寄せられていますが、具体な方策を伺う。		
9	一般質問 (一問一答)	10 向田 誠市		1 「地域ぐるみで高校生を応援する街づくり」について		
				(1) 野々市明倫高等学校を地域で支えるため、現在の高校との教育懇談会を廃止し、新たに行政・学校・市民団体・企業等で構成する市民協働コンソーシアムを作るべきかと考えます。連携をベースに、地域人材の活用や企業資金の投入を図るなど、新たな学校支援に取り組んではいかがかと考えますが、市長のご所見をお伺いします。		
				(2) 少子化により将来、石川県内の公立高等学校が学級数減の課題に直面すると思われます。また中高一貫校に再編する可能性もあります。それに備えて、地域と歩む学校づくりを強固なものにしていかなければならぬと考えますが、市長のご所見をお伺いします。		
				(3) 高校生を応援する取り組みとして、公共施設の解放を拡大すべきと考えますが、市長のご所見をお伺いします。		
				(4) 高校生を対象にした割引を行う高校生応援店舗や高校生応援商品を企画するなど、商工会や前述の市民協働コンソーシアムに企画・提案してもらい、官民協力して事業を実行してもらいたいと考えますが、地方創生の観点から、市長のご所見をお伺いします。		

発言順	質問・質疑の別	議席・氏名	質問・質疑の内容（通告原文のとおり）
9	一般質問 (一問一答)	10 向田 誠市	<p>2 法の解釈に準じた市内社会教育施設の利用促進と社会教育施設の運営や指定管理等の今後について</p> <p>(1) 社会教育施設の利用において、文部科学省が周知を行ってきた「社会教育法第23条1項第1号の解釈」に準じた対応をされてきたのでしょうか、また社会教育施設の長に周知してきたのでしょうか。現在までの経緯について、市長にお伺いします。</p> <p>(2) 法の解釈に準じた対応がなされていないようであれば、速やかに法の解釈に準じた運用を明文化し、社会教育施設に周知指導を行っていただくとともに、市ホームページの修正も必要と考えますが、市長のご所見をお伺いします。</p> <p>(3) 社会教育施設における公民館主事の人事異動について、市長のご所見をお伺いします。</p> <p>(4) 社会教育施設の利用者を増やすことによって、使用料収入を増やし、その増えた使用料収入の何割かを施設の事業費に上積みする仕組みを検討されては如何でしょうか。市長のご所見をお伺いします。</p> <p>(5) 学びの杜ののいちカレードとにぎわいの里ののいちカミーノの両施設ともPFIで管理などを行っており、その契約が令和10年度までとなっております。次年度は残り3カ年の年となり、評価を行う年度になろうかと思われます。評価から次の指定管理者等の選考に至るまでのスケジュールと、どのような組織や体制で評価を行うのか、市長のご所見をお伺いします。</p>
10	一般質問 (一問一答)	13 西本 政之	<p>1 「のっティ」の運賃について</p> <p>(1) 70歳以上の高齢者及び65歳以上の運転免許証自主返納者の運賃を無料にすべきと考えるがいかがか。</p> <p>2 改正給特法について</p> <p>(1) 「業務量管理・健康確保措置実施計画」策定の進捗状況について伺う。</p> <p>3 市職員の定数条例について</p> <p>(1) 複雑な社会構造の変化を背景に業務量が増大していることから、定数条例を見直し、正規職員の増員を図る時期にきていると考えるがいかがか。</p> <p>4 奨学金返済支援制度について</p> <p>(1) 人材確保のために、市に採用された技術職や専門職の職員の奨学金返済支援制度を設けてはいかがか。</p> <p>5 白山石川医療企業団について</p> <p>(1) 経営状況の悪化が懸念されている医療企業団の支援について、市長の考えを伺う。</p>

発言順	質問・質疑の別	議席・氏名	質問・質疑の内容（通告原文のとおり）
1	質疑	15 岩見 博	<p>1 議案第71号 野々市市いじめ防止条例について</p> <p>(1)</p> <p>第1は、第7条で、保護者の責務として、「保護者は、子の教育について第一義務的責任を有する」「児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする」としている。しかし、どの親も子どもの不登校やいじめにとまどつており、「育て方に問題があるので」という自己責任論に傷つくこともある。条例制定によって、子どもと保護者にさらなる自己責任、自助努力を強いることになり、虐待や貧困、ヤングケアラーなど、家庭の中で苦しむ子どもたちや保護者をさらに追い詰め、一層孤立させることになりかねないのではないか。</p> <p>第2は、教育基本法の第10条第2項は、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ」とあるように、家庭教育は自主的に行われるべきものであるが、条例案では、保護者に「規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める」としていることは、行政が家庭に介入することになるのではないか。</p> <p>第3は、条例案の「保護者の責務」の第7条第2項は、「保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、教育委員会、市又は関係機関等に相談するよう努めるものとする」とし、同条第3項は、「保護者は、市、教育委員会及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする」としている。</p> <p>また、「市民等の責務」の第8条第2項でも、「市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、教育委員会、市又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする」とし、同条第3項は、「市民等は、学校、教育委員会、市又は関係機関等が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする」としている。これは、結果として、教育委員会、学校、教師の責任を曖昧にし、保護者や市民に責任を転嫁していることになるのではないか。</p> <p>第4は、「市民等の責務」で、市民等は、「いじめを受けていると思われるとき」は、速やかに、学校、教育委員会、市又は関係機関等に情報を提供するよう求めていますが、事実確認できていない「うわさ」情報でも市民に「提供」を求めるのでしょうか。「うわさ」でも市、教育委員会、学校は調査・対応するということか。</p> <p>第5は、いじめ防止条例制定で保護者や市民に責任を求める、「うわさ」情報を求めるのではなく、市、教育委員会、学校は、女子生徒の自殺事案と転校事案を教訓として「いじめ防止基本方針」に沿って当該児童生徒と保護者に真摯に向き合って遅滞なく行動することこそ求められているのではないか。</p>